

神道叢話

小倉鏗爾著

第二刊

特250
175



始



特250
175

前 書

一、本書は、國體、神道、皇道、日本精神、神祇、神社等に関する私の所感や解説を集めたものである。

二、本書の目的は、一般國民に神道の精神を理解振起せしめるにあり、又何程かは研究者の参考にもなるやうにと心がけた。

三、本書は、その第二刊である。隨時（できることなら毎月）に第三刊以下を刊行したいと考へる。

四、本書は、一面において拙著「國體神祇辭典」の増補修正を發表する機關である。即ち同辭典に脱落せる項目や、増訂すべき事項を、本書に掲載してゆくつもりである。

昭和十六年八月

小 倉 鏗 爾



神道叢話(第二刊)目次

國體・神道講説……………	三	阿豆佐別命……………	五五
大日本……………	三	千鹿頭神……………	五六
神國即皇國……………	九	天神玉命……………	五八
みかど(帝)……………	一六	三島溝咋耳命……………	五八
忠勇……………	二	玉櫛媛命……………	五九
鳥居……………	二八	加理波夜須多祁比波預命……………	六三
神祇考……………	三四		
射楯神……………	三四		
兵主神……………	三九		
稻荷神……………	四七		

神道叢話 (第二刊)

小倉 鏗 爾 著

國體・神道講説

大 日 本

わが國の國號(のくに)を大日本(だいにっぽん)といひます。單に日本とも、また、大の字をつけて、大日本ともいふのですが、この大日本の大には、いかなる意味があるのでせうか。多くの書物には、日本を大日本と大の字をつけて呼ぶのは、美稱(よきと)であるとして解かれてゐます。これを美稱であるといへば、大日本の大は、先づ一つの飾りもの、

やうなものだといふことになりませぬ。しかし、われ等は大日本を、そんな淺薄な意味であるとは解しません。これには大きくして深い意味のあることと思ふのであります。それで、このことをお話する前に、まづ、日本・大日本といふ國號の始まりについて、極く簡單にお話しておきます。

わが國の國號は、元來ヤマトといひました。これについて伴信友は、ヤマトといふ語に、日本といふ字を用ひるやうになつたのは、「日本紀」(日本書紀)と題名せられたのが始めである、「日本紀」より僅かに九年前に作られた「古事記」には、日本の字は用ひられてゐない。要するに、日本といふ字を用ひたのは、「日本紀」が最初であると云つてゐます。これは正にこの通りであります。そして日本に、大の字をつけて大日本といふやうになつたのは、その後、漢字の用が廣まつてからであつて、奈良朝時代の書物には、大日本の文字を用ひ、これをオホヤマトと讀ましめてゐます。(文學博士吉田東伍氏著「大日本

地名辭書」參照)

それより後、大日本といふ國號を冠したる書物も數々出で、例へば僧鎮源の「大日本國法華經驗記」僧圓智の「大日本國帝王年代記」、僧空海の「大日本國開闢本緣神祇祕文」、伊能忠敬の「大日本沿海實測錄」、「大日本國一宮記」、「大日本國帝王略記」などが出で、殊に有名なのは、徳川光圀の「大日本史」であります。以上はみな明治以前のものであつて、たゞ「大日本史」のみは、明治になつて完成したものであります。鎌倉時代の著といはる、「源平盛衰記」には

我が大日本國は、本是れ神國なり。天照大神の子孫、永く我が國の主と爲る。

と記して、大日本の語を用ひ、殊に有名なる北畠親房の「神皇正統記」には、その開卷の第一に、

大日本は神國なり、天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此事あり、異朝には其類なし。此故に神國と云ふなり。

と記して、大日本の語を用ひてゐます。

さて、日本に大の字をつけて、大日本と稱するに至つたのは、支那などで、大唐、大清、など、稱したものの模倣でなく、國家的の深き自覺よりしてつけたものであるとされるのは里見岸雄氏であります。即ち曰く、

『大日本帝國』とは、萬世一系の天皇統治したまふ國の正式稱號として、憲法によつて確定せられた國號である。(中略)國名に『大』字を附する事は、我國以外にも往あり、支那にも大唐、大清等の用例あり、英國にも The Empire of Great Britain (大英帝國) の稱がある。然しながら、我國の『大日本』は、必ずしも之等の模倣ではない。曾て本居宣長は、その著「國號考」に於て論じて云つた。

(「國號考」よりの引用文を略す。要するに大日本と大の字をつけたのは支那の眞似ではないといふ説である。)

(中略)殊に建治元年の「太田禪門鈔」には「當世ノ體タラク大日本國ト大蒙古國ト闘諍合戦ス」と曰つて居たものが、弘安四年六月十六日の「小蒙古御書」によると、小蒙古ノ人、大日本國ニ寄セ來ル

と表現してゐる如き、國家に對する自覺の躍動でなければならぬ。かように、『大日本』といふ場合の『大』は、國家的自覺を表現したもので……云々(里見岸雄氏著「國體法の研究」)と。次ぎに岩崎卯一氏は、大日本とは、日本國が、家族、氏族、部族、民族國家といふやうに、漸次擴大して來たことを意味し、日本民族の特殊の情感の表現であるとして曰く、

大日本なる語を、かの大英國 (Great Britain) なる用語の模倣なるが如く解するは、英國を以て日本解釋の規準となすものにして、斷じて排斥すべきである。私見にして誤りなしとせば、これは日本國が當初より血縁社會として、家族・氏族・部族・民族國家といふがごとく、自然發生的に、漸次擴大し來れることを意味し、數種の異民族が共通利益の合致により團結することにより、大を成したることを意味しない。そののみならず、往古より同じ大和島根に共存し來りし地縁社會の成員が、共に祖先より傳承したる民族社會をデイルタイが歴史的回顧は情感的表現なりと言ひ

し如く、情感的に呼ぶため、特に「大」の字を形容詞として附加したるにあらざるやと想像せられる。従つて「大」の一字が、日本國民に與ふる特殊の感銘は、たゞ日本民族に依つてのみ、體驗せられる情感である。(略)われ等は、日本と呼ばずして、大日本と呼ぶとき、日本人の心胸に響く一種の情感の歴史社會的根源を、つきとめ得れば満足である。(岩崎卯一氏著「日本憲法の社會學的的理解」)

と。以上の二説は、新銳の學者の説として、正に傾聽すべきものがあります。但だわれ等は、右等の説に附け加へて大日本といふのは、大日靈貴尊様（あまてらすおほみかみ）（天照大御神様の御名）の御國であるゆゑに、正しく大日本なりとするものであります。北畠親房は「神皇正統記」に、

大日本といふ字を用ひるのは、大日靈貴尊様の御國であるゆゑであらうか。といふやうに記してゐますが、正にさうであるといふべきであります。

そして、天照大御神様即ち天皇様の御國であるゆゑに、正大なる國であります。さ

れば藤田東湖はその「正氣歌」の劈頭に、

天地正大の氣粹然として神州に鍾る。

と歌ひました。正に天地正大の氣は、日本に集まつてゐるのであります。大日靈貴尊様即ち天皇様の御國なるがゆゑに、天地正大の氣は、日本に集まつてゐるのであります。されば日本こそは、正大の國であつて、大日本とは、正大日本のことであると解すべきであります。その本國は小さくとも、天地の正しく大なる氣を集めたる國でありますから、眞の大國であり、大日本であります。單なる美稱でもなく、ましてや誇稱などではありません。日本の眞價を現はしたる國號であります。かくて日本は、その氣（意氣・氣宇・氣格・氣象・氣風・氣稟・氣勢・氣力・氣位）において、いかなる國よりも、大であります。

神國即皇國

わが國は神國(かみのくに)であります。何がゆゑに神國であるか。これについては、いろ／＼の解釋を下すことができますが、少くとも左の三つの理由によつて、明かに神國であります。

第一は、神ながらの道(略して神道)の國でありますから、神國であります。

神ながらの道とは、『神そのままの道』『神の御心のまゝの道』といふ意であると解してよろしいでせう。そこでこの神ながらの道の神とは、どの神様の御事でせうか。わが國には、神は澤山まします、その澤山まします神の中の、どの神様をいふのでせうか。それは主として天照大御神(あまてらすおほみかみ)様の御事であります。天照大御神様の以前にも、多くの神々があらせられますが、それらの神々は、すべて天照大御神様の中に攝容(おさめらる)せらるゝのであります。つまり、多くの神々の神徳を綜合(すべあはせる)し、包容(つみかみ)し給へる至高至上至貴至尊の神様が、天照大御神様であらせられます。それで神ながらの道といへば、『天照大御神ながらの道』といふことであり、即ち『天照大御

神様そのままの道』『天照大御神様の御心のまゝの道』といふことになります。

こゝで少しく、天照大御神様と天皇様との御關係についてお話し上げておきます。御歴代の天皇様は、天照大御神様の御直系にましまし、御延長にましますのであつて、天照大御神様と天皇様とは、御一心御一體であらせられます。御歴代の天皇様は、方の御神徳は、即ち天照大御神様の御神徳であります。つまり、御歴代の天皇様は、その時々天照大御神様にまします。今日では、我々は、今上天皇陛下に、天照大御神様を仰ぎ奉つてゐるのであります。ゆゑに、天照大御神様が至高至上至貴至尊の神様であらせらるゝといふことは、即ち、天皇様が至高至上至貴至尊の神様であらせらるゝといふことであります。

この天照大御神様及び御歴代の天皇様に至忠を捧げ奉つた多くの神々があります。これらすべての神々は、みな一に天照大御神様の御神徳に歸一するのであります。

かくてわが國は、神ながらの道の國即ち天照大御神様の御心のままの道の國でありますから神國であります。

第二は、天皇様の御國でありますから神國であります。

このことは、前の説明によつて、明かにわかることでもあります。前述の如く、御代々の天皇様は、天照大御神様の御延長にましまし、我々は、今上天皇陛下に、天照大御神様を仰ぎ奉つてゐるのであります。つまり、今上天皇陛下は、御現在の天照大御神様にましまし、現人神あらひとかみであらせられます。かかる現人神たる天皇様の御國でありますから神國であります。天皇様は、至高至上至貴至尊の神にましますので、神皇と申し上げます。それで、神の方から申し上げれば、神國であり、皇の方から申し上げれば、皇國であります。神國即皇國しんこくそくわうこくであります。神國日本といふことゝ、皇國日本といふことゝはつまるるところ同じことゝなるのであります。

第三は、祖先を神として崇拜する國でありますから神國であります。

このことについて法學博士穂積八束先生は『日本は神國なり。神國とは民族祖先の神靈を崇拜するの國を謂ふ』といつてゐられます。思ふに神道の上から、即ち日本本來の思想からいへば、日本人は何人でも、死せば命いのちであり、神であります。たゞ我れ等凡人は、漸く自分の一家族より神として崇はれ祭らるゝのみであります。皇國に大なる勳功ある人は、死するや、日本人のすべてより崇はれ祭らるるのであります。かく祖先を神として崇拜しますから、これを敬神崇祖といひ、祖先を神として祭りますから、祖先祭祀といふのであります。要するに、祖先を神として崇拜しますから神國であります。

かくの如く、わが國は神國であります。わが國を神國と云つた始まりは、「日本書紀」の神功皇后様の條に記してあるのが、それでありませんが、わが國が神國であることを明かにしたるものは、北畠親房公の「神皇正統記」で、その劈頭に「大日本は神國なり」と記されてあります。これは世に有名なる文字であります。

しかも、わが國が神國であることの中心は、天照大御神様の御國であるといふことにあります。そして前にもお話しした如く、その天照大御神様と御一心御一體の御方は、御代々の天皇様であらせられます。その天皇様を、古語では「すめらみこと」と申し上げ、『すめらみことのしろしめすくに』ですから、『すめらみくに』といひ、これを漢字にあて、皇國と書くのであります。それで、天照大御神様の御國即ち神國(かみのくに)といふことは、天皇様の御國即ち皇國(すめらみくに)といふのと同じことであつて、神國即皇國であります。このことについて亙理章三郎氏は説いて曰く、

我等が皇國といふのは、萬世一系の天皇を絶対の中心として、其の組織を成長發展してゐる國家といふことである。(中略)皇室を絶対の中心とする國家、永遠に其の他の體制を立てることを許さない國家として、皇國といふ語を用ひるのである。そして其の皇室を絶対の中心とする組織は、單に人爲的に設定したものでない、成長發展したところの自然のもの、則ち天成の國體たることを意味するのである。(中略)

此くの如き意義に於いて肇造されてゐる皇國日本は、神國日本であり、又、祖國日本である。我が國は皇祖皇宗(皇室の御祖先。これを分けて申し上げれば、皇祖は天照大御神様、皇宗は御代々の天皇様)の御威徳と、我等臣民祖先の協翼(お助けし奉る)とに依つて、限り知られぬ悠久の昔から、其の肇造の歴史を作り、祖孫一體(祖先も子孫も心を一つにして)、世世相承けて今日に至り、更に其の隆運を將來無窮に開展しつゝあるのである。それで我が國は最も完全な意義に於いて、世界中に最も長い歴史を作りつゝある所の祖國日本である。此等の皇祖皇宗を神として仰ぎ敬ひ奉れるのは云ふまでもない、臣民祖先の英偉なるものも亦神として新に祀られてゐるし、すべての國民は其の祖先の神靈に敬事する。そして神々の威靈は儼として萬古に存し、國運の隆昌を無疆(きはまらな)ならしめる。かくて我が國は神國日本である。此の神國・祖國の中心生命が、常に萬世一系の皇統によつて連綿として傳はり、世界に比類のない尊嚴な國體を立て、居る。此の點からいへば、我が國は皇國日本である。かく皇國にして神國、神國にして祖國、祖國にして皇國、其の實は

全く一つのものとして鑿造されてゐるといふことが我が建國史の最大特徴である。

(亙理章三郎氏著「建國
の精神と建國史觀」)

と。これを要を得たる説であります。神代の昔から、君民が變らず、國土も變らず、祖國(父母の國。祖
先以來の國)は祖國として不動不變であつて、しかも、その祖國は、即ち神國であり、皇國であります。かくて日本は世界無比の國家であることを知るのであります。

み か ど(帝)

近世になつてからは、あまり使はれませんが、昔の書物などには、天皇様の御事を、よく『みかど』(帝)と記し奉つてゐます。この『みかど』といふ言葉から見ても、わが國は皇室が擴大した國家であり、天皇様(皇室)が御中心となられて生長して來た國家であることが、よくわかるのであります。皇室が擴大したる國家といふことを、亙理章三郎氏は一言にして『擴皇室』といふ語を用ひられ、そして、わが國は、

擴皇室の一元國家であると説いてゐられますが、この語とこの説とは、わが國の生ひ立ちをよく説明せられたものであると思ひます。

みかどとは、元來、御門といふ言葉から起つたものであります。即ち御門といふのは、皇居の門の敬稱であります。文學博士大槻文彦氏の「大言海」に、

みかど(御門)。(一)皇室の門の敬稱。宮門、禁門、禁闕、風闕。(二)轉じて皇居、朝廷。(三)又轉じて、皇帝の御家筋。更に泛く、其知し召す大御國。朝家、家國。

と記し、又、

みかど(帝)。天皇の御身を、憚りて、其御居所に就きて申し奉る尊稱。と記してあります。

かくの如く、天皇様の御事を、みかどと尊稱し奉つたのは、皇居の御門即ちみかどから出たのであります。しかも、みかどと申し上げるのは、天皇様の御事のみでな

く、皇室の御事も、また廣く日本國家のこともいふのであります。これについて亘理章三郎氏は曰く、

ミカドの原意(元來の)は御門であつて、尊び敬つて御門を以て皇室を言ひ表したものであるが、それがオホヤケ(公、大宅)と同じく天皇、皇室、國家を意味するやうになり、地方の官府を始め、地方其のものも、中央のミカドを遠くへ延長したものであるから之を『遠の御門』と稱したなどは、よく我が擴皇室の一元國家たることを示して居る。日本書紀の中に、ミカドと訓ませたる文字には

天○皇○天○子○人○主○王○室○朝○廷○官○朝○朝○堂○天○朝○朝○國○家○帝○國○大○國○中○國○大○倭○日○本○國○などいふのがあつて、國家とあつても、場合によつて其れが、天皇を意味することもあり、皇室を意味することもあり、朝廷を意味することもあり、又國家其の者を意味することもある。之れ天皇、皇室、國家の全く一體なることを示してゐるものであつて、其の一つを指してミカドと云へば、同時に其の他を併せ

意味して居るのである。帝國もミカドであるから Mikado's Empire などと英譯するのは、ミカドは天皇に限つた固有の稱號のやうに誤解せしめる恐れがある。大倭、日本國が直にミカドと訓ませてあつて、ミカドが我が國に取つて固有名詞の如くに用ひられてゐるのも最も注意すべきである。(亘理章三郎氏著「皇國日本」)

と。かくの如く、みかどといへば、日本國をも意味してゐて、これは即ち、天皇様と申し上げれば、日本國を意味してゐると同じであります。つまり、天皇てんのうそくこくが即國家であつて、天皇様(皇室)が、御中心となられて、擴ろまり、大きくなつたのが、わが日本國であります。

かくて、わが日本國家、一切天皇様ならざるなし、國家の隅から隅まで、精神界も物質界も、天皇様の御物でないものなく、一つとして、天皇様から漏れるものはありません。この意を示すためには、天皇即國家の語は、まことに適切であります。

よく今までの宗教家などが、政治のことは國家の領分であり、精神上のことは宗教

の領分であるなどいひましたが、これは以つての外の云ひ草であります。精神界も物質界もすべて洩れることなく、天皇様のしろめすところであり、即ち國家の領域であります。このことを我れらは、よく辨へておかねばなりません。二荒芳徳伯が、

今日多くの宗教家が、動々もすれば自らの宗旨には通曉するも、神ながらの道に暗いため、屢々信教の問題について思はざる攻撃をうけ、これに對して勇氣、所信を以て争ひ得ないことは、古典(古い本。即ち古事記や日本書紀)を味讀しない宗教家にも罪はあると云はなければならぬ。(二荒芳徳伯著「皇國の道を直視して」)

と云つてゐるものは、正にその通りであります。

要するに、みかどといふ一つの語だけについて見るも、わが國が、擴皇室の國家であり、皇室中心の國家であり、天皇即國家の國家であることが、よくわかるのであります。かくて、天皇様と國家とは御一體で、これを、君國一體とか、皇國一體とかといふのであります。又かくて、わが國は、君民一體の國家であることもよくわかるの

であります。

忠 勇

日本臣民(日本人。日本國民)の本質(本來の性質)は、忠勇といふことにあります。忠勇とは、普通には、忠義にして勇氣あることと解せられてゐます。これで間違ひはありませんが、しかしこれを更に適切にいへば、忠節と武勇といふことであります。畏くも、明治天皇様が軍人に下し賜へる御勅諭の五ヶ條の中に、

- 一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし
- 一 軍人は武勇を尙ふへし

と仰せられてゐます。この忠節武勇を一語に約して忠勇といふのであると解すべきであります。これが日本的の忠勇なる語の解釋法であると信じます。

まことに、忠勇は日本臣民の本質即ち本來固有の性質であります。しかもその忠

(忠節)は絶対であり、その勇(武勇)は無雙のものであります。但だ武勇が無雙であり、世界無敵であるのは、忠節と結びついてゐるからであります。即ち忠の上に立てる勇であるから、その勇は無雙であり、無敵なのであります。忠のためには超人的の勇を發揮するのが日本人であつて、それが日本人の本質であり、正しき姿なのであります。忠が絶対である、即ち絶対忠とは、忠といふものに對して、他に對立するものがないといふ意であります。天皇様に忠をつくし奉るといふことは、もう絶対であつて、この忠の前には、何ものもないであります。二荒芳徳伯は、このわが國の絶対忠を『皇國忠』と稱してゐられます。

かくて、眞に忠勇なる者こそ、日本の臣民としての本質を發揮し、日本の臣民たる者の道を実践したるものといふべく、例へば楠木正成公や乃木將軍や東郷元帥や廣瀬中佐の如き、みな忠勇の典型であります。しかも日本臣民にして、天皇様より、汝は忠勇であるとの詔をいたゞきたる一番最初の人誰であるかといひますと、道臣命

であります。即ち道臣命は、神武天皇様にお仕へしたる大功臣であつて、初め日臣命といひましたが、後に天皇様より道臣命といふ名をいたゞいたのであります。このことについて「日本書記」の記すところを御紹介させよう。曰く、既にして皇師中洲(大和)に趣かむと欲す。而も山の中峻絶しくして、復行く可き路無し。乃ち捷邊ひて(進むにも退くに)其の跋涉かむ所を知らず。時に夜夢みたまはく(神武天皇様が夢を)、天照大神、天皇(神武天皇)に訓へまつりて曰はく、朕今頭八咫鳥を遣す。宜べ以て郷導者と爲したまへと。果して頭八咫鳥有り、空より翔び降る。天皇曰はく、此の鳥の來ること自に祥夢に叶へり。大きかも、赫なるかも、我が皇祖天照大神、以て基業(天業恢弘)を助け成さむと欲せるかと。是の時に、大伴氏の遠祖日臣命、大來目を帥ひ、元戎(皇軍の)に督將として、山を踏み行を啓きて、乃ち鳥の所向の尋に仰ぎ視て追ふ、遂に菟田下縣(今の奈良)に達る。因りて其の至りましし處を號けて、菟田穿邑(宇陀郡宇賀志村)と曰ふ、時に勅して日

臣命を譽めて曰はく、汝忠しくして且勇めり。加能く導の功有り是を以て汝が
名を改めて道臣と爲せよと。

と。右を口語文にしますと、大體次ぎの通りであります。

既にして皇軍は、大和國に入らうとされました。が而も山は嶮しく、また行くべき
路もありません。それで進むにも退くにも道がわからなくなつてしまひました。そ
のとき、神武天皇様は夜御夢を御覽になられました、それは天照大神様が御出現に
なられて、神武天皇様にお訓へ遊ばさるゝには、『朕は頭八咫鳥を差し遣すから、よ
ろしくこれを道案内にされるやうに』と仰せになられました。この夢を御覽になつ
てお醒めになると、果して大空から頭八咫鳥が飛んで來ました。天皇様は『この鳥
の來たのは、吉兆の夢に合つてゐる、大きく輝かしくも、皇祖天照大御神が、天業の
恢弘をお助け下さる思召に違ひない』と仰せられました。この時、大伴氏の祖先の
日臣命は皇軍の大將となつて山路を開き、頭八咫鳥の行方を追ひつゝ、菟田下縣に

到着されました。それでその到着された處を、菟田穿邑といひます。天皇様は勅し
て、日臣命をおほめ遊ばし、汝は忠勇なる者である、それ又、先導の功が大であ
る、それで汝の名を改めて道臣とせよと仰せられました。

と。かくの如く道臣命は、神武天皇様より、『汝は忠しくして且勇めり』とのお譽め
をいたゞいたのであります。まことに道臣命こそは、日本臣民の最古の龜鑑でありま
す。思ふに忠勇の語が、我國の文献の上に現れたのは、これが最初であります。この
ことは最も重要なことであります。近衛首相がラヂオの講演で放送せられたので有
名になつた『愛國』なる語が、やはり「日本書紀」の持統天皇様の條に記されてあつ
て、それは、持統天皇様が大神部博麻の忠烈なる行ひをお賞めになり、詔を賜ひまし
たが、その詔の中に『國を愛ひて』なるお言葉があります、これがわが國の文献に現
はれたる『愛國』といふ語の最初であります。このことは既に拙著「國體神祇辭典」
の中に、やゝ詳しく説いておきました。(同書二二〇八頁参照)。要するに、この『愛

國』なる語と共に、『忠勇』の語が、『日本書紀』の神武天皇様の條にあることは、まことに重要なことでもあります。

しかるに今日まで、學者はこのことを餘り注意してゐません。彼の名著といはるゝ飯田武郷の『日本書紀通釋』にも『忠しくして且勇めり』についての説明なく、河村秀根の『書紀集解』にも、また谷川土清の『日本書紀通證』にも説明がありません。また新しいものでは、社會教育會刊行の『日本書紀精粹』(黒板博士著)にも、大倉精神文化研究所刊行の『神典解説』にも、飯田季治氏著の『日本書紀新講』にも、説明がありません。思ふに、この『忠しくして且勇めり』(忠而且勇)なる語は、別にむつかしい字句でもありませんから、それでこれらの諸書はみなその説明をしなかつたのでせうが、しかし、日本臣道から見て、この一語は眞に重要なものであり、且つ『忠』といふ字を『たゞし』と訓ましめてありますので、これらの點から見て、相當の説明を要するものであると思ひます。

わが國語の『たゞし』は、『正し』でありまして、直く、曲らず、正直で、道理に適從してゐることでもあります。これを云ひかへれば『まこと』(誠・眞)であります。かくて、忠とは、日本臣民として、正しきことであるといふことであります。日本臣民として正しきこととは、即ち日本臣民たるの本質を發揮することであつて、それは最初にもいへる如く忠勇であり、簡明にいへば忠であります。「日本書紀」に、『忠』の字を『たゞし』(正し)と訓ましめてゐるのは、まことに意味あることで、忠は日本臣民としての本質であるといふことを表明したるものであります。即ち、正しきことは本質であつて、本質に反するものは正しからざるものであります。忠は日本臣民の本質ですから、絶対に正しいことであつて、かくて、忠即正、正即忠であることを知るのであります。

上述の如く、忠勇の語は、わが國においては「日本書紀」に現はれてゐるのが最初ですが、支那にはそれよりも古い書物にあるのでありまして、即ち「晉書」(唐の太宗文

歴史書(の)に『忠勇』なる熟語が見えてゐます。しかし、その忠勇の内容は、支那と日本と大に異なるものであることは、今更多言を要しません。

なほ序に道臣命の系圖を示しておきます。

高皇産靈神たかのみむすびのみこと——天忍日命あまのしのひのみこと——天津彦日中咋命あまつひこひなかくひのみこと——天津日命あまつひのみこと——道臣命みちのぢのみこと

即ち、道臣命は、天忍日命(天押日命・天壓日命)の玄孫であり、大伴氏の祖先であります。軍人御勅諭に、

昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ

と仰せられてゐます。その大伴氏であつて、即ち彼の有名なる『海ゆかば、水づく屍、山ゆかば、草むす屍、大君の、へにこそ死なめ、かへりみはせじ』といふ有名なる歌を残したるその大伴氏であります。

鳥居

神社には必ず鳥居が建てられてゐます。鳥居は神社の門で、即ち神門であります。

「神道名目類聚鈔」に曰く、

鳥居は上古質素の時の門なり、是れ境をかぎるかまへなり。蓋しトリキの字數多あり、鳥居、天門、神門、華表くわへう、額木かくもく、雞栖けいせ、助木しよぼく、鳥井、此れ等皆トリキと訓す。

と。そして文學博士河野省三先生の左の記述は、鳥居を説いて最も要を得たるものであります。曰く、

全國各所に蒼々とした鎮守の森がこんもりと聳えてゐるやうに、日本國中到る所、鳥居が聳えて神社の存在を示してゐる。鳥居は一種の神門であつて、其の起原に關して、或は支那の華表を説き、或は北鮮南滿地方の民家の門を以て之に擬し、或はまた佛寺建築のうちに其の淵源を求めらるものがあるが、我が國に此の鳥居が神聖なる門として存在したことは可なり古く、千數百年前の河内の古墳内部に其の形象を描出したものも存する。蓋し奈良朝時代既に神社の門として其の建築の一部分を

爲したものと考へられる。古來の神社には多く其の形式を傳へ、漸次發達して近世期に至つてゐる。鳥居の基本的様式には、神明鳥居・鹿島鳥居・春日鳥居・八幡鳥居・明神鳥居・稻荷鳥居・四脚鳥居(兩部鳥居)・山王鳥居・三輪鳥居等が存する。それぞれの社殿建築の様式に應じてそれぞれ定まつた形式の鳥居が建てられるのが普通である。(河野省三博士著「神道文化史」)

と。さて、然らば、何ゆえに、かかる神門を『とりぬ』といふやうになつたのでせうか。これには諸説があつて、どれが本當であるか、今日ではわかりません。こゝにはそれらの説のあらましを紹介しませう。

第一、鳥居は神門で、通り入るといふ語がつゞまつて鳥居といふやうになつたのであるといひます。

第二、神門の上に雞が栖んだので、鳥居といふやうになつたのであるともいひます。

第三、天照大御神様が天の岩窟におこもりになられた時、八百萬神様(多くの)が大御神様のお出ましを祈られ、木を石窟の前に建てて、雞をその木の上にとまらせて鳴かしめられました。これが鳥居の初まりであり、且つ鳥居といふやうになつた起りでもあるともいひます。

第四、諸臣が入る門であるから、臣入と云つた、それから『とりぬ』(鳥居)といふやうになつたともいひます。

第五、酉の方位に立てるので『とりぬ』といふやうになつたともいひます。

第六、鳥とは、下賤の者をいひました。それで、主人の供をして神社に行くと、下賤の者は社殿までゆかないで、待つて居るので鳥居といふやうになつたともいひます。

その他、彦火々出見尊様の故事から説けるものもあり、支那の故事から説けるものもあり、また、梵語(印度の古語)であるといふ説などもあります。

しかしながら、我れ等は右の諸説の中、鳥居は通り入るの義であるといふ説と、天の石窟の故事より起るとする説との、いづれか、最も要を得たるものかと思ひます。通り入るの義なりとするのは貝原益軒の説であつて、即ち曰く、

鳥居、神門なれば通り入ると云ふ意也、通り入る障子を、とりぬしやうじといへるがごとし。又神門の上に雞の栖みし故、鳥居と云ふ説もあり。(貝原益軒著「日本釋名」)

と。要するに、鳥居といふ言葉の起源には定説がありませんが、鳥居は神門でありますから、神社に参拜する時には、必ず鳥居をくぐるべきであります。近道などするために、鳥居をくぐらずに参拜する人をしばしば見受けますが、これは恰も人の家を訪問するのに、門から入らないで、横手の垣根などからもぐり込むやうなものであつて、非禮であります。

次に鳥居は、一つでなく、二つも三つも、またそれ以上澤山建てられてゐる神社もあります。なぜ、かく數基の鳥居が建てられてゐるのでせうか。これについて加茂百

樹氏曰く、

神社には崇敬の餘り、二重に三重に瑞垣みづがき玉垣たまがき荒垣あらがき等をも回らし、垣毎に神門(即ち鳥居)をも設けしなり。たとへ御垣は回らさずとも、神門(鳥居)を立て、其神域を明かにす。伊勢兩宮の如き、第一鳥居外にて劍を解き、第二鳥居外にて、大麻鹽湯を行ふが如き、或は第一鳥居以内にては下乗せしめ、不淨の輩の入るを禁じ、唾を吐くさへに止めたるが如き、遠く弘仁寛弘の時代より制せらるゝ所なり。されば大社

(大きな神社)などにては、二基も三基も建つること、さもあるべきことなり。(賀茂百樹氏著「神祇に關する問答」五百題一)

と。

神祇考

射楯神

姫路市の縣社射楯兵主神社（俗に總社といふ）の御祭神は、その社名の示す如く、射楯神と兵主神の二柱であります。射楯神は五十猛命の御事であり、兵主神は大己貴命の御事であります。

五十猛命は、素戔嗚尊の御子にましまし、亦の御名を大屋毘古神と申し上ぐ。「古事記」に『木國（紀伊）の大屋毘古神』とあるのがそれです。「舊事紀」には『五十猛神、亦云ニ大屋彦神』と記してあります。たゞこゝに注意すべきは、伊弉諾・伊弉冉二神の生み給ひし神に、同じく大屋毘古神といふ神のましますことで、これは同名異神であられます。本居宣長曰く、

大屋毘古神は、五十猛神と一つなるべし、其故は書紀（日本書紀）に、素戔嗚尊、其の子五十猛神を帥ゐて、新羅國に降到りまして云々、初め、五十猛神天降ります時に、多に樹種を將て下りき。然れども韓地（朝鮮）に殖えずして、盡く持ち歸りて、遂に筑紫より始めて、凡べて大八洲國の内に播殖して、青山に成さずといふこと莫し。所以に五十猛命を稱へて有功之神と爲す。即ち紀伊國に所坐す大神是なり。

また、素戔嗚尊の子、號を五十猛命と曰す。妹は大屋津姫命。次に抓津姫命。凡べて此の三神、亦能く木種を分布す。即ち紀伊國に渡し奉る。然して後に、素戔嗚尊熊成峯に居しまして、遂に根國に入りまじき。

と見え、（中略）是れらを思ふに、別神とは見えず、妹神を大屋津姫と申すにても、其兄神とは聞えたり。舊事紀に、五十猛神亦は大屋彦神と云ふと云へるは、傳へありしか、はた例の推當か、いかにまれこはよくあたれり。（本居宣長著「古事記傳」十の卷）

と。また平田篤胤も、五十猛神を亦伊太祁曾神とも、大屋毘古神とも云ひ、また韓神、曾富理神とも云ふとして曰く、

五十猛神。こは舊訓に従て、伊曾多祁流と訓べし。また伊多祁流とも訓べきか。荒び建ひ給ふ由の御名なり。

伊太祁曾神。御名義、出雲國仁多郡に、伊我多氣神社あり。此を杵築大社記に、伊我多氣大明神は、五十猛神是なりと有り。然れば伊は嚴の省語なるか。太祁は猛、曾は熊曾の曾と同じく、此も建きことをいふ語なり。

大屋毘古神、この神やがて禍津日神にて、亦名を大綾津日神とも申して、綾とは禍の義なるが、大綾の阿を省きて大屋と云ふ。(略)

此神之妹、大屋津比賣命。(亦大屋毘賣神と云ふ)。こは妹とは有れど眞の妹に非ず、また御妻にも非ず、決めて速秋津比古神の妹、速秋比賣神と同類にて、五十猛神の分神ならむと思ゆ。其は五十猛神、やがて大禍津日神にて、亦の名を瀬織津比

賣神とも申して、女神にも坐まし、大綾津日神とも申せば、大屋津は、大綾津の阿を省きたるなり。また五十猛神を、大屋毘古神とも申すに、此女神を、また大屋毘

賣神と申すを思ひ合せて辨ふべし。(中略)

五十猛神を、韓神と申す義は韓國伊太氏神とも申す如く、蕃國々に渡りて、還り給へれば稱へり。曾富理神と申す義は、皇美麻命の天浮橋に蘇理發して、天降坐る山の名を、曾褒里山といふと、須佐之男命、五十猛神の、埴を舟に作りて、渡り坐るとを合せて思ふに、皇美麻命の乗せる浮橋をまた磐橋とも云ひて、其は虚空を乗りて往來する物なれば、五十猛神の乗て渡り坐る埴舟といふも、同物にて、其れに蘇里發して、渡り著き給へる故に、曾富理神といふ御名を負ひ坐るにや。(平田篤胤著「古史傳」)

と。これは、平田先生一流の解釋であります。鈴木重胤は曰く、

五十猛神の五十は伊と訓むべきなり。(中略) 偕此五十は彌の義なる可く、猛は此正書に御父大神を武素彥鳴尊と書されたる武に同じくして、(中略) 此五十猛神と申すは、御

父大神に相亞あひついでで武く強き御稜威みりやういなむ御在おほし坐す大神には渡らせ給ひける。然るは國土の初はしも道速振ちはやぶる荒振神あらぶるかみなむ多在りぬ可き世中なる可かんめれば、然計の御威力の太高く御在し坐すに非ずしては大八洲國を盡くに青山と成し給ひ、又御名を韓國伊太氏神とも申奉る御有功などは並々の神にしては得物爲させ給ふまじき御事なるを想像り奉る可くなむ有りける。(鈴木重胤著「日本書紀傳」二十五卷)

と。山川鶴市氏曰く、

(イタテノカミ) (射楯神・伊太氏・伊達)。韓國伊太氏神とも云ふ。五十猛命の御事なり。延喜式播磨國飾磨郡に射楯兵主神社あり、陸奥國色麻郡に伊達神社あり、また、丹波國にも同名社あり、紀伊國名草郡には伊太祁曾神社あり。共に五十猛命を祀る。けだし、射楯・伊達・伊太祁曾等、皆『イタケル』(五十猛)に基きたる名なり。韓國伊太氏神と云ふは、この神、韓土にも渡行し給ひしことあるに依る。依りてまた度津神わたつのかみとも稱す。(山川鶴市氏著「神祇辭典」)

と。

兵主神

兵主神とは、主として大己貴神おほなむちのかみ即ち大國主神おほくにぬしのかみの御事であります。また素戔嗚尊すさのおのむね及ひその他の神を兵主神と申し上げてゐるものもあります。谷川士清こやうしせいは、

ひやうず。神名式に兵主と稱する神社多し、前漢郊祀志には、神一曰天王、二曰地主、三曰兵主と見えたり。近江國野洲郡兵主神社は大己貴命也、尾張名護屋の城内兵主神社は三女神を祭る、源敬公の命ずる所也といふ。多くは素戔嗚尊なり。(谷川士清著「倭國采」)

と。即ちこれは素戔嗚尊を兵主神として祭れるものが多いとする説ですが、しかし今日では、兵主神といへば、大己貴命とするものが多いのであります。

なほ谷川士清は、ヒヤウズと記してゐますが、これはヒヤウスと、スの字は清音と

する方がよいやうであります。

四〇

そこで、現今の兵主と稱する府縣社と郷社の祭神を調べて見ますと、愛知縣西加茂郡猿投村の郷社兵主神社は大物主命、大阪府泉南郡南掃守村の郷社兵主神社は八千鉾大神、兵庫縣多可郡黒田庄村の縣社兵主神社は大己貴命、兵庫縣氷上郡黒井町の縣社兵主神社は大名持神、奈良縣磯城郡纏向村の縣社穴師坐兵主神社は兵主神で大己貴命、滋賀縣野洲郡兵主村の縣社兵主神社は國作大己貴命、兵庫縣姫路市の縣社射楯兵主神社は兵主神で大己貴命であります。右の中、大物主命といひ、八千鉾大神といひ、大名持神といひ、みな大己貴命のことであります。かくの如く以上の諸社は、みな大己貴命を兵主神としてお祭りせるものであります。

次に素戔嗚尊（須佐之男命）を祭れるものは、兵庫縣出石郡高橋村の縣社大生部兵主神社で、また名古屋市の縣社那古野神社の祭神たる兵主神は、同社誌によれば、須佐之男命の荒魂であるとされてゐます。以上の如く須佐之男命を祭れるものは二社で

あります。これによつて見ても、兵主神とは主として大己貴命の御事であると云つてよろしい。山川鶴市氏は曰く、

（ヒヤウスノカミ）（兵主神）。

大己貴神を云ふ。この神、一に八千矛神と稱し、弓矢を司る故にこの名あり。諸國に在る兵主社は皆この神を祀る。一説には素戔嗚尊とも、天照大神とも、また御食津神を云ふとも云へり。兵主の名は史記の封禪書に見ゆ。けだし、武を司る神を稱する名にして、雨師、河伯等と同じ漢語に出でしなるべし（諸社根元記・神名帳考證）。この社號の社にして、延喜式に見えたる者次の如し。

大和國城上郡穴師坐兵主神社（現今郷社）・穴師大兵主神社・和泉國和泉郡兵主神社（現今郷社）・三河國賀茂郡兵主神社（現今郷社）・近江國野洲郡兵主神社（現今郷社）・同伊香郡兵主神社・丹波國氷上郡兵主神社・但馬國朝來郡兵主神社・同養父郡兵主神社・同更埦村大兵主神社・同出石郡大生部兵主神社・同氣多郡久刀村兵主

神社・同城崎郡兵主神社（二社）・因幡國巨濃郡佐彌乃兵主神社・許野乃兵主神社
 （現今郷社）・播磨國飾磨郡射楯兵主神社（現今縣社）・同多可郡兵主神社（現今郷社）
 ・壹岐島壹岐郡兵主神社。（山川鶴市氏著）
 （「神祇辭典」）

と。さて兵主神を素戔嗚尊であるといへる説を駁して、姫路の「射楯兵主神社考」
 （明治三年）を著はしたる上月爲彦は曰く、

神名帳考證に、射楯兵主神社二座、今廣嶺歟、素蓋嗚命、五十猛命、射楯五十猛神、
 兵主素蓋嗚尊也、倭名抄に印達、伊多知陸奥國色麻郡伊達神社といへり。此考證に今
 廣嶺歟と云るは違へり。其は廣峯は祭神素蓋嗚尊、相殿神は三大神八王子也と諸書
 にもいひ、彼の社にも然傳へて、五十猛命を祭れる事なし。（又地理も風土記に合は
 ず）又兵主神社（是も考證には素蓋嗚尊といへり）近江國野洲郡兵主神社等、諸書
 に祭神大己貴命といへり、兵主神社は諸國に有りて、何れも大己貴命也、素蓋嗚尊
 といへるは誤なり。（「神祇全書」第五輯收録。上月爲彦「射楯兵主神社考」上）

と。兵主神社は諸國に有りて、何れも大己貴命なり、素蓋嗚尊といへるは誤りなりと
 云へるは誤りで、兵主神とは、主として大己貴命であつて、或は素戔嗚尊であること
 もあるといふべきであります。

元來、兵主神といふ語は、支那に起源があるので、この兵主神といふ神名を借り
 て、今日では主として大己貴命のことをさすやうになつたのであります。これについ
 て橋川正氏は次ぎの如く説いてゐられます。曰く、

兵主神社についての卓説は、既に湖南内藤博士によつて出されてゐるが（京阪文化
 史論所収・近畿地方の神社第五四頁以下、日本文化史研究第五四頁以下）、現在そ
 の祭神の多くは大己貴命（大國主命）或ひは素蓋嗚尊であるにしても、祭神の如何
 に拘らず、その神名が史記封禪書ほうぜんじよに見える八神の一に由來することは疑を容れぬ所
 である。その八神とは天主、地主、兵主、陽主、陰主、月主、四時主を指し（小倉曰
 の記事によれば八神でなく七神である。蓋し日主が脱落してゐるのである。故に日主を加へて八神となる。
 「大百科辭典」の「兵主神」の項にも日主が脱落してゐる。「國民百科大辭典」には日主が入つて八神となつ

てゐる。但、これには四時主を瓊邪と記してある。(こ)その中、兵主は東平陸監郷即ち齊の西境の地に祀られたといふ。この蕃神(外國の神)たる兵主が、日本に渡來した年時は、もとより明確にはいひ現はし難く、内藤博士もたゞ『是は又百濟の神よりかずつと前に日本のまだ何も記録の無い時分に來て居る神』であるといはれ、應神天皇の十四年、百濟國から來歸した秦氏の弓月君に關係をつけ、大體の年代を指示せられて居る。(「歴史と地理」昭和二年十一月號所載。橋川正氏「兵主神社の分布と投馬國」)

と。そして氏は、延喜式所載の兵主神社十六社を挙げ、

その分布を地方的に見ると、畿内に於ては大和二社、和泉一社、畿内以東では三河に一社と近江に二社あり、以西に於ては播磨の二社、遙かに飛んで壹岐の一社を除けば、山陰道に於て七社の多きに達し、總數の約二分の一を占めてゐる。即ち丹波に於て一社、但馬に於て四社、因幡に於て二社である。播磨が歸化人に關係の深いことは播磨風土記によつても明かで、こゝに二社を見出すことは相照應して肯かれ

るが、意外にも但馬に四社あることは看過し難い點である。(同上)

といひ、そして、なぜ但馬國に多いかといふことを説くのに、光明を與へるものは、魏志の倭人傳に見える投馬國であるとし、投馬國とは、果して何處であるか、それに関する諸家の説を列記して、それより歸納して、投馬國の所在説を大別して二となす、一は九州内に求める説と、一は九州外に求める説である、そして九州外説は、山陰説と山陽説とに分れ、更に山陰説は、出雲説と但馬説とに分れる。そしてこの但馬説こそ採るべき説であるとして曰く。

但馬と海外交通との關係を考へるには、先づ新羅王子天日槍あめのひさぎの歸化を挙げねばならぬ。(中略)日槍に次いで田道間守たぢまもりを數へることが出来るが、近年、出石郡神美村大字森尾の一古墳から發見された一面の古鏡の如き、田道間守の常世國往訪を考察するについで、最も興味ある史料とするに足るであらう。發見された古鏡のすべては三面であるが、その中の神獸鏡一面は、晋の泰始元年(西紀二六五年)のものであ

る。(中略)西紀二六五年の頃は宛も垂仁天皇の御代に當り、垂仁紀九十年の條に見える田道間守の常世國往訪の時代に一致することになる。前記の古墳を去る西北十餘町の地點に(大字三宅)田道間守を祀つた式内中島神社(現在)があるが、この古墳と關係あるものと認めるならば、更に想像の翼を擴げて、景行天皇の元年に田道間守が常世國から歸つた時に齎した鏡ではなからうかと思はれる。田道間守の名は、但馬たじまに因んだ名と見做し得るが但馬と海外との交通は早くから開け、従つて大陸文化の傳播影響は著しかつたに違ひない。泰始元年鏡の出土は、確かに但馬國を以て倭人傳の投馬に比定する有力な一理由とするに足ると思ふ。

のみならず、前記の兵主神社の分布が、但馬國に格別濃厚であることは、この地方に於ける外來文化の繁榮を物語るものとして、前來記して來た但馬國を顧る時、私は投馬國に比定する屈強な根據を得たやうに感ずるのである。(上同)

と。要するに、兵主神といふ神名の起りは支那にあつて、この支那の神名を借りて、

わが國の神、即ち大己貴命及びその他の神を祭つたのであります。そして兵主神社が、兵庫縣但馬國に多いのは、昔、この國が、大陸との交通に開け、外來文化を吸収することが多かつたからであります。

稻 荷 神

稻荷神とは、京都の伏見にある官幣大社稻荷神社の御祭神たる倉稻魂命うかのたまのみことの御事であります。この神は、「日本書紀」によれば、伊弉諾尊いざなのみこと様と伊弉冉尊いざなのみこと様の御子にまします。五穀の神、食物の神、福の神、商業の神、農業の神、經濟の神、産業の神として、一口に稻荷様と稱して、廣く崇敬せられます。「日本書紀」の一書に曰はくの條に、

伊弉諾尊、伊弉冉尊と共に大八洲國を生みたまひき。然して後、伊弉冉尊曰はく、我が生める國、唯朝霧のみ有りて、薰り滿てる哉とのたまひて、乃ち吹撥ふきはらはせる

氣みよきに化な爲りませる神の號みなを級長戸邊尊しなとべのみことと曰す。亦は級長津彦命しなつひこのみことと曰す。是れ風神かぜのみかみなり。又飢うゑませる時に生みませる兒を倉稻魂命くらいなごのみことと號なづす。

とあります。さてこの神の御名倉稻魂ウカノミタマ（ウカノミタマ）のウカは、ウケといふ言葉より轉じたものです。ウケとは食・食物のこと、今日でも、間食のことを、お茶ウケなどいひます。そのウケのケが、カに轉じて、ウカとなつたのであります。ところで、食物の主なるものは稻・米であります。それで稻の字を充てたものであつて、しかもその稻は、倉に收めて保存しますから、ウカを倉稻と書いたのであります。「富山縣神社祭神御事歴」（佐伯有義氏著）には、このことを簡明に解いて、

ウカノミタマに倉稻魂の文字を充てたるは、此の神は主として稻の御魂の神にましませばなり、倉稻は倉に收めたる稻をいふ、昔は秋熟の後、稻を穂のまゝ倉に收めて積み蓄ふるを常とせり。

と記されてあります。それで、倉の字を除いて、ウカのみたまのみかみ 稻魂神とも書きます。法學博士寛

克彦先生曰く、

宇迦うかは宇氣うけより轉じ來りしもので、これを漢字に當て、ウカのみたまのみかみ 稻魂神とも書き、商業經濟の盛なると共に倉稻ウカのみたまのみかみ 神とも書きます。又、初め農業經濟の世には稻生いななりと認めたるものも、後には稻荷いなりと書くやうになつて、今日は稻荷が通用してゐます。結局、ウカのみたまのみかみ 宇迦之御魂神（倉稻魂命のこと。この神名の書き方については後に説明）は、農業の神様と同時に商業の神様で、各々の倉庫にお祀りし又家々の邸にも財物の神經濟の神としてお祀りしてをります。商店には今日も多くこの稻荷神をお祀り申してをります。これは結構のことです。商店も穀物と同じく神様の御魂が宿つてをります。故に少くも商人は、商品中には神様が宿り居給ふことを有り難く、懐かしく思ひ、輕々しく踏んだり、投げたりすることは致さぬ筈であります。（寛克彦博士著「神ながらの道」）

と。倉稻魂命の御神名は、右の如く、宇迦之御魂神とも、宇迦能魂命、宇賀野魂神などとも書き、また、稻靈倉魂神とも書きます。更に宇賀神ウカのみかみとも申し上げます。

右の中で、宇迦之御魂神といふ書き方は、「古事記」の書き方で、そして、前記の如く「日本書紀」には、伊弉諾尊様の御子と書いてありますが、「古事記」には、須佐之男命すさののみことの御子であると記されてあります。須佐之男命は、伊弉諾尊様の御子ですから宇迦之御魂神は、伊弉諾尊様の御孫であるといふことになりました。「古事記」に、須佐之男命、名は神大市比賣かみおほいちひめに娶めとひて生みませる子こ、大年神おほとしのかみ、次に宇迦之御魂神とあります。即ち、御父は須佐之男命、御母は神大市比賣命であるといふのです。

このやうに、「日本書紀」と「古事記」との傳へるところは違ふのですが、かういふことは他の神々にもあることで、何しろ記録とてもない神代のことを、語り傳へて、それを記したものですから、その傳へが少しづつ異なるのは、寧ろ當然で、怪むに足りません。

ところで、この神を、なぜ稻荷神といふやうになつたか。これについては古來諸説があつて、どれが本當であるか、にはかに判断はできません。これについて前田夏蔭

著の「稻荷神社考」、文學博士栗田寛著の「神祇志料附考」等に、その研究が記されてゐますが、こゝにはそれらのことを略して、文學博士醫學博士富士川游氏の左の記事を御紹介しておきます。これは簡にして要を得てゐるものであります。曰く、

稻荷の神は五穀の神で、その本尊は倉稻魂命であるが、倉稻魂命は、伊勢の外宮の豊受大神とようけおほかみと同一の神である。(豊受大神様と倉稻魂命様と同じ神様であるとの説について)もとより五穀の豊熟を守護する神として、昔から尊崇せられたのである。それを稻荷と名づくることについては、種々の説がある。

始めてこの神を祭つたのが山城の伊奈利山であつたから、それでイナリといふのだとの説。

智證大師が熊野へ參詣して還向の途中、一人の老人と二人の女とがゐて、稻を刈つてをつた、この三人は化人であつたのでこれを稻刈大明神いなかりだいみょうじんと言つたのが、後にイナカリがイナリに轉じたのであるとの説。

弘法大師の在世の時に、荷田かたといふ不思議の男がゐて、その顔は龍の如く、顔面から光明を放つて夜でもあたりを照したが、弘法大師がこの男に逢はれたときに稻を荷つてをつたので、稻荷として祭られたのであるとの説。

荷田明神の地に、倉稻魂命を鎮座し奉る故に、倉稻の稻いねの字と、荷田の荷かとを合せて稻荷と稱するといふ説。

いづれも附會(つげ)か、若しくは附會に近いもので、十分に稻荷の意義を説明するに足りない。しかしながらそれは名稱につきてのことで、稻荷の神が倉稻魂命であることには相違ない。(富士川游博士著「信仰と迷信」)

と。次ぎに、稻荷神は狐であるなどといふものもあります。これは謬れることの甚だしいもので、わが神典(「古事記」や「日本書紀」)に、神代の神として記され、その御本元たる京都伏見の稻荷神社は、官幣大社といふ高い社格である神に祭られてある神様を、狐だなどといふのは不敬であつて、正しい敬神觀念を搖がす邪説であります。たゞ社格のない

祠には、稻荷といふ名を濫用し、いかゞはしいものを祀つたのもありまして、これは本當の稻荷様とは、何んの関係もありません。社格(村社以上)のある稻荷神社には、必ず倉稻魂神がお祀りしてあり、或は、保食神(この神様についての説明はいづれ機を見ても)といふ御名でお祭りしてあります。また社格のない無格社でも、倉稻魂神か、保食神をお祭りせる神社ならば、それは正しい稻荷神様であります。又伊勢の外宮の豊受大神様をお祀りして、稻荷神社と稱する神社もあります。これも勿論正しい神社であります。

こゝに一つ申し上げておきたいのは豊川稻荷であります。これは印度の神たる陀枳ダキ尼天ニテンを祭つたもので、神社ではありません。人々が、これを信仰することは自由ですが、日本の神たる倉稻魂神とは、全く異なるものです。それで、稻荷神社を拜むのも、豊川稻荷を拜むのも、同じ稻荷神を拜むのだと思つたら、大間違ひであります。豊川稻荷を拜むのは、人々の自由ですが、稻荷神社は、日本國民である以上、誰でも拜まねばなりません。

なぜ、稻荷神を狐だなどいふものがあつたかといひますと、食物の神様のことを總稱して、御食津神みけつのかみと申し上げます。食稻魂神みけつのかみ即ち稻荷神も、食物の神様で御食津神であります。このミケツを、三つの狐即ち三狐神みけつのかみと混同してしまつたのであります。それで稻荷神は狐であるなどいひ出したのであります。これについて文學博士喜田貞吉氏曰く、

稻荷神社は本來狐を祀つたものではない。御食津神のミケツを三狐に混じ、三狐神となつた。然らば即ち、三狐神は狐の神ではなくて、疑ひもなく御食津神であるに相違ない。狐を古へはキツと云つた。そして關西地方では、今も往々狐をケツネといふ。キツが轉じてケツとなるに不思議はなく、たま／＼狐神の信仰が一方にあつた爲に、そして稻荷山に狐が多く住んでゐたが爲に、御食津神をその呼び聲から三狐神即ち三つの狐神と誤り、その信仰がつひに愚なる神道者流の中にまで及んだものと解せられるのである。(喜田貞吉博士著「福神研究」)

と、稻荷神社のお祭りを、初午祭はつうまつりといひ、全國の稻荷神社で行はれます。そのわけは、京都伏見の官幣大社稻荷神社は、元明天皇様(四十一代)の和銅四年二月七日に鎮座されました。この鎮座の日が、壬午みづのえうまの日であつたので、さてこそこの日を記念して、初午祭といふのであります。

阿豆佐別命あづさわけのみこと

熱海市の村社來宮神社きのみやには、五十猛命いそたけのみことの他に、祭神として阿豆佐別命あづさわけのみことがお祀りしてあります。この神について、熱海市の古屋旅館主内田勇次氏が、如何なる神にましますかを私にたづねられたので、左の如くお答へしました。

阿豆佐別命(別は和氣とも書く)は、御父は事代主命ことしろぬしのみこと、御母は阿波咩命あはのめのみことにまします。萩原正夫著「事代主神事蹟考」に、

物忌奈命ものいみなのみこと、伊太豆別命いたたてわけのみこと、阿豆佐別命三座ともに三島神(事代主命)の御子神にして海島

に鎮座せり。

とあり、又、足立嶽太郎著の「道守」に、「三島大神妃神王子一覽表」が載せられてゐますが、これにも同様に記載されてゐます。

なほこの神は、東京府利島の郷社阿豆氣神社にも御祭りしてあります。

なほ又、物忌奈命は、東京府大島神津島村の府社物忌奈神社に、伊太且別命（且は氏とも書く）は、東京府御藏島の郷社稻根神社にお祭りしてあります。

千鹿頭神

長野縣諏訪郡豊田村の郷社千鹿頭神社、同縣東筑摩郡中山村の郷社千鹿頭神社、同縣同郡里山邊村の郷社千鹿頭社の三社の御祭神は千鹿頭神にまします。

この神は諏訪神社の古記によれば、諏訪の地主神に守矢神といふ神がましまし、その神の御子にまします。「長野縣町村誌」の諏訪郡豊田村の千鹿頭神社の項に、

里俗傳云、古、諏訪神社の例祭、酉の祭毎に鹿頭を此社に集め、而して之を諏訪神社に送れりと。又云、古、諏訪大神の此地に至るや、國神守矢の神あり、其子山獵を善くす、日々鹿を狩る數頭、依て千鹿頭の神と名づく。古來此名あるのみ、他の尊號あるを知らず。

とあり、又同書東筑摩郡中山村の千鹿頭神社の項に、

皇國神代、古へより諏訪の地主に、守矢の神と云へる有り、國を建御名方命（諏訪大神）に譲りて、共に其國に鎮り座す。神の御子を千鹿頭之神と稱し、其神の此里を領食し、鎮り給ふ山を、里人千鹿頭山と唱へ、神戸神領も廣く、宮柱も太敷建しと有る。

とあり、又同書の東筑摩郡里山邊村の千鹿頭社の項に、

祭神は諏訪洩屋の神（守矢神）の御子神に座す、千鹿頭の神なり。（中略）口碑に傳ふ、曰く、延暦年間、田村將軍利仁の副將、兩宮藤原緒繼と云へる官人と、麓なる林の里

長六郎なるものと策り、此神を逢萊山鶴ヶ峯に勧請す、以來此山を概して千鹿頭山と云ふ。

とあります。それでこの神社には、千鹿頭神と林の里長六郎との二柱が祭神となつてゐます。

天神玉命

天神玉命は、「舊事紀」第一卷神代本紀によれば、神皇產靈尊（神魂尊）の御子で、葛野鴨縣主等の祖にまします。また同書第三卷天神本紀によれば、天神玉命は天押穗耳尊（天照大御神様の御子）の御子饒速日尊の從神として天降り給ひました。

三島溝咋耳命

三島溝咋耳命は、三嶋溝檝耳命、三嶋溝杭耳命、三嶋溝咋命なども書きます。平

田篤胤はその著「古史成文」において、三島溝咋耳命は、天神玉命の御子であるとしてゐます。（「古史成文」百十七段参照）

玉櫛媛命

玉櫛媛命は、三島溝檝姫命、活玉依姫命とも、また勢夜陀多良比賣命とも申し上げます。三島溝咋耳命の御女にまします、神武天皇様の皇后媛踏躰五十鈴媛命の御母にまします。「日本書紀」の大國主命の條の一書に曰く、

事代主神、八尋の熊罴に化爲り、三嶋溝檝姫に通ひたまひて、「或は玉櫛姫と云ふ」兒姫踏躰五十鈴姫命を生む。

と。また「日本書紀」の神武天皇様の條に曰く、

天皇（神武）、正妃を立てんとして、改めて廣く華胄を求めたまふ。時に人ありて奏して曰さく、事代主神、三嶋溝檝耳神の女玉櫛媛に共ひまして生める兒、號を媛

踏躰五十鈴媛命と曰す。是れ國色の秀れたる者なりと。天皇悦びたまふ。(略中)媛
踏躰五十鈴媛命を納れて正妃と爲したまふ。

と。「舊事紀」に曰く、

都味齒八重事代主神、八尋の熊罴に化爲りて、三嶋溝杭の女活玉依姫に通ひて、一
りの男、一りの女を生みます。

と。以上は、玉櫛媛命は、事代主神の御妃であると記せるものであります。ところが、
玉櫛媛を事代主命の御妃とせず、大國主神の御妃とせるものもあります。即ち
「古事記」には、玉櫛媛命の御名を勢夜陀多良比賣と記し、美和の大物主命に嫁す
と記してあります。世間普通の説に従へば、大物主命とは大國主神の御別名でありま
す。本居宣長は曰く、

勢夜陀多良比賣。勢夜は地の名なるべし、(略中)陀多良は、如何なる意にか未だ考へ
得ず。(略中)さて此の比賣の名、書紀神代の卷には、三嶋溝織姫、神武の卷には玉櫛

媛とあり。(本居宣長著「古事
記傳」二十之卷)

と。また「新撰姓氏録」の大和國神別の條に

大神朝臣。素佐能雄命の六世の孫大國主命の後なり。初め大國主神、三嶋溝杭耳の

女玉櫛姫に娶ひたまひき。

とあります。かくの如く二つの説があるのですが、このことについて、飯田季治氏は
その著「日本書紀新講」において、姫踏躰五十鈴媛命に關する説明をなし、それには
飯田武郷の「日本書紀通釋」の説を引用して、この姫踏躰五十鈴媛は、事代主命の御
子とも、三輪之大物主神の御子とも傳へられてゐるが、鎮坐次第に、三嶋溝杭耳の大
女踏躰媛は大物主神の妃となられ、三嶋溝杭耳の小女玉櫛媛は事代主命の妃となられ
たと見えてゐる。即ち三嶋溝杭耳命の御娘に、大女(姉)と小女(妹)との御二方がまし
まし、大女を踏躰姫(勢夜陀多良媛)と申し上げ、この方が大物主神の御妻となられ
て姫踏躰五十鈴媛命(神武天皇)をよしみ遊ばされ、小女を玉櫛媛と申し上げ、この方は

事代主神の御妻となられて、五十鈴依姬命(綏靖天皇の皇后)をお生み遊ばされたと註してゐると云ひ、そして系圖を示して、

大物主神 (賀茂君・大三輪君の遠祖)
櫛御方命(別號櫛日方命)…(御母は大和國陶津耳命の女、活玉依媛)

(神武天皇の后)
姫踏鞮五十鈴姬命…(御母は三島溝杭耳命の長女、踏鞮媛)

事代主神 (天日方奇日方命)…(御母は三島溝杭耳命の妻、玉櫛媛)

(綏靖天皇の后)
五十鈴依姬命…(御母同上)

右の如く、大物主神の系圖と、事代主神の系圖とは、非常に紛らはしく類似してゐるので、其の傳が、彼れ是れ混淆したのである。(飯田季治氏著「日本書紀新講」上巻寶龜出現章)と説いてゐられます。これも一つの見方であります。

加理波夜須多祁比波預命

静岡縣田方郡宇佐美村の村社比波預天神社の御祭神は、加理波夜須多祁比波預命と菅原道真の二柱にまします。この比波預命は、静岡縣田方郡葦山村の縣社皇大神社には配祀神としてお祭りしてあります。それで拙著「國體神祇辭典」の同社の項(同書千頁參照)に、

加理波屋須多計比波夜命(加理波夜須多祁比波預命とも書く)については、文學博士栗田寛先生は「神祇志料」において、

豆州志に祭神速日命と云ひ

と記してゐられます。速日命とは饒速日神のことでありませう。

と記しておきましたが、これは非常なる間違ひであることを發見しましたので、こゝに訂正します。乃ち比波預天神社の神職北山家の系圖と三島の矢田部家系圖とによれ

ば、比波預命は三島溝檝耳神の御子で、玉櫛姫命の御兄にまします。このことについて、北山國麿君より、左の如き資料を寄せられました。曰く、

加理波夜須多祁比波預命。

三島溝檝耳神の王子にして、媛蹈鞰五十鈴姫命の生母玉櫛姫の兄なり。

社傳に云ふ、三島大神、伊豆國を開拓して經營むや、命は宇佐美浦の風光を愛好び、宮京の地に居住す。

時に海神に白波布亦の名青袁呂智といふものありて、東海を荒し、庶民惱む。命即ち無目籠に隠れ、少女をして、浪の穂を踏ましめて、瀧浦の沖に誘き寄せ爪を剪りて海に投ちたまへば、即ち鱈魚と化る、白波布捕喰ふ間に、頭椎大刀を抜きこれを斬る、その首より火發り魂魄燃えつゝ天に昇る。後人、怨靈魔崇を畏怖れて、その首塚の所在地に卒塔婆を建立つ。これに因りて卒塔婆浦と謂く、今の生土の地は、命の陵なり。淳和天皇の御宇祠と爲す、比波預天神社即ち是れなり。

と。さて各文献に現れたる比波預天神社（加理波夜須多祁比波預命神社）の記事を、参考のためこゝに拾ひ集めて見ませう。竹村茂雄の「伊豆國式社考」（『神祇全書』第四輯收録）に曰く、

加理波夜須多祁比波預命神社、夜須多祁は地名か、大平村に安竹といふ所あり。

と。竹村茂正の「豆州式社考案」（『神祇全書』第四輯收録）に曰く、

加理波夜須多祁比波預命神社。

瀧山村天神ナランカ、其由ハ伊豆風土記ニ、興野八牀獵鞍神社。

神獵年々國別役也、構ニ八枚幣座、出ニ納狩具行裝ニ之次第有ニ圖記、推古天皇御宇、伊豆甲斐兩國之間、聖德太子御領多、自レ此獵鞍停止、八枚別所往古獵鞍之司々祭ニ山神ハ、號ニ幣坐神坐ニ其舊法斷久也、夏野獵鞍者、伊藤興野毎レ年撰ニ鹿柵射手トアル八枚別所ハ、豆志ノ或説ノ如ク、彼所ニシテ、獵鞍ノ鞍ハ座ノカリ字ニテ、獵場ト同意ナルベシ、其獵場ハ、則御神名ノ加理波ニテ、地名ヲ以テ稱ヘタルナルベ

ク、夜須ハ（加理波夜須ハ、鎌倉ニ扇ヶ谷^{ヤッ}ナド云地名多キヲ思ヘバ、此モ獵場ヶ谷^{ヤッ}ナルヲ、後ニ轉訛シテ金谷ト云ニハアラザルカ、八枚ハ元同村ナルヨシナリ）地名カ、稱名カ、未思ヒエズ、多祁比波預ハ、火牟須比命^ヒノ一名ヲ異ニカク稱ヘテ、本社ニマギレザランガタメノ設ケナルベシ、彼神ヲ殊ニ此所ニ勸請シテ、時トシテハ本社ニ奉ベキ幣ヲ、此所ニ奉リシ故ニ、別所ト稱（○以下不_レ審。）

と。度會延經の「神名帳考證」（「神祇全書」第一輯收錄）に曰く、

○加理波夜須多祁比波預命神社。樋速日命、陸奥國鹿島伊都乃比氣神社、按加理苺也、波夜須聶也、多祁比波預武速日也、舊事紀云、伊弉諾尊拔_二所帶十握劍_一斬_二軻遇突智頸_一云云、復劍鐔垂血激越爲_レ神、亦走_二就湯津石村_一所成之神名、曰_二天尾羽張神_一、亦名稜威雄走神、亦曰_二熯速日神_一。日本紀、天石窟所_レ住神稜威雄走神子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神。

と。伴信友の「神名帳考證」（「伴信友全集」第一卷收錄）に曰く。

加理波夜須多祁比波預命神社。

○按加理苺也、波夜須聶也、多祁比波預武熯速日也。〔舊事〕伊弉諾尊遂拔_二所帶十握劍_一斬_二軻遇突智頸_一云々復劍鐔垂血激越爲_レ神亦走_二就湯津石村_一所_レ成之神名曰_二天尾羽張神_一亦名稜威雄走神亦曰_二熯速日神_一○今日_二赤澤村_一土地赤如_二朱砂_一有_レ社伊豆權現之社僧到_レ此修法

と。鈴鹿連胤の「神社叢錄」に曰く、

加理波夜須多祁比波預命神社。

加理波夜須は假字也、杭詞也、多祁比波預も假字也。○祭神明か也○宇佐見村に在す、今賀茂郡に屬す。

と。「大日本史」神祇志に曰く、

加理波夜須多祁比波預命神社。○今在_二賀茂郡宇佐美村留田_一社傍有_レ稱_二比波夜志_一地_上傳言、祀_二天速日命_一（豆州志）蓋熯速日神也_{（日本書紀、延喜式）}

と。文學博士栗田寛の「神祇志料」に曰く、

加理波夜須多祁比波預命神社、今加茂郡宇佐美村富田にあり、天神と云。伊豆國圖、豆州志、式

社考證○豆州志に祭神速日命と云ひ社傍に比波夜志と云地名ある證とすべし。

と。内務省藏版の「特選神名牒」に曰く、

加理波夜須多祁比波預命神社。

今按式社攷證に賀茂郡宇佐美村留田ニ鎮リ座ス天神社なるべし。又は社傳にも然云ひ、國圖にも此村に載せ、豆志に天神社天速日命を祀る舊社なりとみえて、此速日亦社傍に比波夜志と云地名ある等、皆比波預より出たる稱と聞ゆるを以て證とすべしと云る由あれど、一説に瀧山村天神ならんと云るは證なければ取がたし。

と。秋山章纂輯、萩原正夫増訂の「増訂豆州志稿」(卷八)に曰く、

加理波夜須多祁比波預命神社。神階帳從四位上たまの明神。

賀茂郡宇佐美村比波預天神社也。

と。右の中で、度會延經の「神名帳考證」、伴信友の「神名帳考證」、「大日本史」神祇志等は、加理波夜須多祁比波預命を、ひはやびのみこと 煖速日命(伊弉諾尊が御子軻遇突智神を斬り給ひし時成りませる神) であるとするのですが、これは左の「増訂豆州志稿」の説によつて非とすべきでせう。同書に曰く、

州中(伊豆國)ノ式内社大率三島大神(事代主神)ノ陪從ニシテ本州(伊豆國)ニノミ其名ヲ留ムル神也、故ニ伊波氏別命(伊波氏)トアルモ、神典ニ所謂石戸別神ニ非ス、引手力命(引手)トアルモ、手力雄神ニ非ス、國柱命(國柱)トアルモ、國乃御柱神ニ非ス、以テ其他ヲ類推ス可シ。

と。この説に従つて、比波預命を、神典に所載の煖速日命とするのは間違ひであるトすべきであります。

——(終り)——

神道叢話第一刊内容

神道精神の高揚。萬歳。神棚。
武神。大物主命。高倉下命。側高神。尼神。

神道叢話第三刊の豫告

第三刊は十月初旬に出版の豫定で、その内容は左の如し。

神風。文武。武國。民（たみ）
天御中主神。軍神。温泉神。多豆命。神明様。泉守道。

昭和十六年八月三十日印刷
昭和十六年九月七日發行

印 檢

【製 復 許 不】

神道叢話（第二刊）
定價四十錢

著 者 小 倉 鏗 爾
發行者 中 藤 正 三
印刷者 武 木 勝 朗
發行所 東京市神田區錦町一丁目六番地
東京市神田區錦町一丁目七番地
社 正 錦

配給元 東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

日本出版文化協會會費部 一〇七〇四三
東京 一三六五三五番
電話 神田 一七八二番

所 版 整 堂 山 鈴 ・ 版 組

小倉鏗爾著書目録

日本精神解説	價一圓八十錢	二松堂版(品切)
日本女性の道	價三十五錢	錦正社版(品切)
日本國體の話	價二十錢	文政社版(品切)
我國體と皇道	價三十五錢	ダイヤモンド社版(品切)
皇國日本を説く	價五十錢	二松堂版
我が國體より見たる 赤化思想の迷謬	價八十錢	ダイヤモンド社版
神道の話	價一圓八十錢	錦正社版
神社解説	價二圓八十錢	錦正社版
日本の全體主義	價一圓五十錢	錦正社版
國體神祇辭典	價十八圓	錦正社版
大政翼賛と産業報國	價六十錢	錦正社版
大和魂と産業報國	價二十錢	明世堂版
神道叢話(第一刊)	價四十錢	錦正社版

416
445



東京 錦正社 發行

● 定價金四十錢

終